

2023年 9月号 編集発行:新宿区立新宿消費生活センター TEL:03-5273-3834



事前の準備をしっかりと!

グタイク
「 いざという時、あなたは
大丈夫ですか。

災害発生時の行動について 話し合いましょう。

災害発生時は平常心でいられることは難しいので、避難住所や、避難場所、避難経路の確認や連絡



方法等を事前に決めておきましょう。

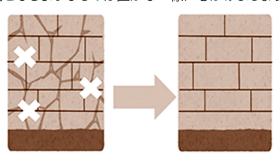


局番なしの「I/」」に電記をかけると伝言を録音でき、自分の電話番号を知っている家族などが、伝言を再生できます。

日頃から家の周りを 点検しましょう。



ブロック塀の倒壊が避難や消火活動の妨げになります。老朽化やひびなどを点検し、早めに補強しましょう。 出口避難経路を常に確保し、 その近くに障害物となるようなものは置かない様に心がけましょう。



非常時の持ち出し袋を 準備しましょう。

食料や生活用品、防災グッズなど、災害発生時に すぐに持ち出せる袋を準備しておきましょう。 定期的に使用期限や消費期限も確認し、期限 の近いものは消費し補充するようにしましょう。







家具、書棚などの転倒防止に努めましょう。



地震の揺れは想像以上です。日頃から室内でケガ をしないよう、家具類の転倒防止、置物などの落下 防止、ガラス類の飛散防止をしておきましょう。



災害に便乗する 悪 質 商 法 に注意!!



消費者庁イラスト集より

自宅の修理トラブル

災害発生前後、突然自宅に訪問して無料点検する といって屋根に上り、

屋根が壊れています。このままでは屋根が 飛んで近所に迷惑をかけてしまう恐れが あるためすぐに修理したほうがいいですよ。

などと言い修理契約を迫る。

注意すべきポイント

- ●「無料点検」の言葉には要注意。
- ●点検の結果を冷静に確認。
- ●契約前には複数の業者から見積もりを。
- ●契約を迫られてもその場で契約しない。

寄付金、義援金

電話や訪問で自治体の職員をかたり、 「寄付金」、「義援金」などの名目でお金 を振り込ませる。

注意すべきポイント

- ●公的機関が電話で義援金を求める ことはありません。当該機関に確認 しましょう。
- ●不審な電話はすぐに切り、周囲の人 や公的機関に相談しましょう。
- ●募っている団体等の活動状況や使途 をよく確認し、納得の上寄付しましょう。
- ●口座に振り込む時は振込先名義を よく確認しましょう。

区役所職員のXXXです。

被災した方のための義援 金にご協力ください。

今から言う口座に振り 込んでください。



https://www.no-foodloss.caa.go.jp/topic_mar.html

https://www.caa.go.jp/disaster/earthquake20160414/attention_contributions_swindle/https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/disaster.html

国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180301_1.html 首相官邸政府広報 https://www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/sonae.html https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/cu_bosai/index.html

東京都防災ホームページ https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/bousai/1000027/1000286.html

不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターや 消費者ホットライン (☆188) にご相談ください!

※お近くの消費生活相談窓口に繋がります。



令和4年度 消費生活相談の概要

令和4年度の相談は、前年度に比べて相談件数が若干増加しました。令和4年4月1日から成年年齢が 18歳となったこともあり、10代の方からも契約に関するトラブルの相談がありました。オーディションに行った ら、仕事情報が送られてくる勧誘を受けて契約をさせられたという相談が寄せられました。歯科治療のモニ ター契約や定期購入のトラブルに関する相談のほか、詐欺サイト、偽サイト、国際ロマンス詐欺、架空請求に よる詐欺的な相談も多くなりました。最近では、電気料金や食品の値上げに関する家計を圧迫する深刻な 相談も入るようになりました。

] 相談件数【図1】

令和4年度に消費生活センターに寄せられた相談は、5,000 3820件で前年度の3804件と比べ16件の増加になって います。増加の原因は、定期購入だという認識がないまま 契約したという相談の増加が挙げられます。

2 契約当事者の属性(性別、年齢別)【図2】

契約当事者の年齢別相談件数を見ると、「70代以上」が 最も多く582件で、以下多い順に「20代」554件、「50代」 542件、「30代」538件、「40代」530件、「60代」442件、 「10代」46件となりました。

3 分類別相談件数【図3】

最も多い相談は「レンタル・リース・賃貸」370件で、 賃貸アパートの原状回復に関する相談でした。第2位は 「商品一般」247件で、架空請求や不審なメールなど詐欺 的な手口で金銭が要求される相談や、不用品回収トラブル がありました。第3位は「役務その他」240件でパソコン ウイルス駆除サービスや不動産仲介サービス等によるトラ ブル相談が寄せられました。

4 令和4年度相談の特徴

令和4年度の特徴としてはエステや脱毛サロンなどの 「理美容」に関する相談件数が昨年度の2倍の相談件数と なりました。

また、化粧品や健康食品を中心として定期購入に関する 相談についても昨年度に比べ増加しました。一度だけのお 試し購入をしたつもりが定期購入だった、という相談が寄せ られました。





順位	商品·役務分類	R4年度	R3年度	増減	対前年 度比	主な項目
1	レンタル・ リース・賃貸	370	435	-65	85.1%	賃貸アパートの修理費や敷金 等の返金、レンタカー、晴れ 着のレンタル等
2	商品一般	247	236	11	104.7%	商品が特定されない消費料 金の架空請求、不審なメー ルや電話、不用品の買取等
3	役務その他	240	242	-2	99.2%	便利屋、パソコンウイルス駆除 サービス、廃品回収サービス、 不動産仲介サービス等
4	化粧品	231	159	72	145.3%	化粧品の定期購入、化粧品 セット、化粧クリーム、脱毛剤、 シャンプー等
5	理美容	144	70	74	205.7%	美容院、エステ、育毛・増毛、 ネイルアート等













私たちは、長引く戦争を実感として感じることのない平和 な社会で暮らしています。しかし、食料品をはじめとする様々 な商品が値上がりしたり、修理の部品がなく対応するのに時 間がかかると言われ待たされるなど、私たちの消費生活は 様々な国との協力関係の元に支えられていたのだと改めて 気づかされました。

最近では、国際ロマンス詐欺や高齢者を狙った事件、若者に ローンを組ませ不必要な契約をさせる情報商材や闇バイトなど、 人をだましてでもお金を得ようとする犯罪に近い悪質業者が多く 目につくようになりました。こういった業者に個人情報を渡して しまうと、別の犯罪に巻き込まれる可能性も高くなります。今一 度、立ち止まって本当にその業者と契約をする必要があるのかを 考えてみましょう。

あなたが今、契約しようとしている業者は信用できますか?

新宿消費生活センターからのお知らせ

令和5年度第1回

新宿区消費生活地域協議会を開催しました。

- ■令和5年7月4日に第1回新宿区消費生活地域協■ 議会を開催しました。今回の協議会では、前年度 の取組の報告及び本年度の取組について意見交換
- ■を行いました。

区内の地域センターまつりに参加します

9/17(日)の戸塚地域センターまつり、10/22(日)の若松 ふれあいまつりに消費生活センターがお邪魔しま す。ぜひお立ち寄りください!

エコバッグなどのグッズを プレゼントします。

令和5年度 第2回

新宿区消費者活動促進等事業助成を募集しています。

区内消費者団体等の活動の活性化のため事業に必要な経費 の一部を助成します。

【対 象】①新宿消費生活センター分館の登録団体 ②区の 消費者行政に協力する団体 ③区内で活動するボ ランティア・NPO等の社会貢献的活動団体 ④そ の他区長が適当と認めた団体

【対象事業】令和5年9月~令和6年3月末に実施する消費者市 民社会及び消費生活に関する学習、講演会、調査・ 研究、普及啓発活動などの公益性のある事業。 ただし、他の補助を受けている事業、営利、政治 活動を主とする事業については除きます。

【助成額】対象事業経費の3分の2以内(上限額/1事業に つき20万円、年間40万円)

【申込み】事前連絡の上、10月16日(月)までに所定の申請 書、団体の会則・規約、年間の活動予定・収支予算 書を直接、消費生活就労支援課消費生活就労支 援係 (第二分庁舎3階) 203 (5273) 3834へ。 申請書等は同係で配布しているほか、新宿区ホー ムページからも取り出せます。

9月は高齢者悪質商法被害防止 キャンペーン月間です。

高齢者の悪質商法被害が後を絶ちません。だます手口は年々 巧妙になっています。少しでもおかしいと感じた時は、お気軽 にご相談ください。すでに被害に遭われた方も、隠したり泣き 寝入りしたりせずに、お近く消費生活センターにご相談くださ い。また、周囲の皆さんによる見守りも大切です。高齢者の消費 者被害の未然防止・早期発見にご協力ください。



第41回くらしを守る消費生活展

時

1月10日(金)10:30~17:00 1月11日(土)10:00~16:00

場所:サナギ新宿前イベントスペース(新宿区新宿3-35-6)



ワークショップ

小物づくりや染め物体験など ものづくりを通してエシカル 消費に対しての興味・理解を 深めます。

吉本興業の芸人さんや福島県 の農家の方をお招きし、ト クショーを行います。

ファッションショー

三越伊勢丹・東京モード学園とコ ラボレーションし、ファッション ショーを開催します。

クイズラリ-

会場内の展示スペースにあ る問題を解いて、景品を ゲットしよう!

新宿消費生活センターご利用案内

契約・解約に関して困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員や弁護士がお話をお伺いします。

- ◆消費生活相談
 - 象≫新宿区に在住・通勤・通学している方 ≪ 対
 - ≪相談料≫無料

≪相談場所≫新宿区立新宿消費生活センター (新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎3階)

- ≪電話番号≫03-5273-3830(消費生活相談専用)
 - 電話相談:月〜金(年末年始、祝日を除く) 9:00〜17:00 来所相談:月〜金(年末年始、祝日を除く) 9:00〜16:30
- ◆弁護士相談·多重債務相談
 - ※まず、消費生活相談員がお話をうかがいます。
 - ●弁護士相談(来所相談のみ・予約制)

相談日時:毎週水曜日(年末年始、祝日を除く) 9:00~12:00、13:00~16:00

●多重債務相談(来所相談のみ・予約制)

相談日時:毎週第4火曜日(祝日の場合、第5火曜日) 13:00~16:00